

流域貯留維持管理業務委託（その２）校庭貯留その１（オリフィス柵清掃） 特記仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 流域貯留維持管理業務委託（その２）校庭貯留その１（オリフィス柵清掃）
- 2 業務目的 本業務は、雨水貯留のため学校等に設置された校庭貯留施設の機能を維持するため、校庭周囲に設置されたオリフィス柵の堆積土砂等を除去するもの。
- 3 委託場所 市川市曾谷３丁目２番１号（市川市立第３中学校） 外１７箇所
※ 別紙１・２参照
- 4 委託期間 契約日翌日～令和７年１１月２８日まで
- 5 業務内容
 - ① 集水柵清掃（オリフィス柵） １８校１９基
 - ・各学校のオリフィス柵に堆積する土砂を吸引清掃し指定の処分先に運搬すること。
 - ※処分先は産業廃棄物の収集運搬業務委託仕様書参照
 - ・土壌分析を行い、無害を確認してから業者に持ち込むこと。
 - ※処分費は委託者負担。
 - ② 堆積塵芥の収集 一式
 - ・土砂以外の塵芥は燃えるゴミ、燃えないゴミ等に分別して一箇所に集積すること。
- 6 添付資料
 - ・排水路等清掃業務委託仕様書
 - ・産業廃棄物の収集運搬業務委託等仕様書
 - ・写真管理基準
 - ・廃棄物情報
 - ・オリフィス柵清掃箇所一覧表・・・別紙１
 - ・案内図・・・別紙２
- 7 業務実施日及び業務時間
 - （１）業務実施日 委託期間の内４日（土・日・祝日・年末年始を除く）。
学校長（または代理者）と協議の上、決定する。
 - （２）業務時間 学校長（または代理者）と協議の上、決定する。

8 提出書類及び報告書（成果品）

受託者は、契約日翌日から14日以内かつ清掃作業着手前に業務計画書を提出すること。
また、作業終了のときは完了届とともに業務報告書（A4ファイル）に完了関係書類をまとめて提出すること。

（1）着手時

- ・ 着手届
- ・ 業務計画書（排水路等清掃業務委託等仕様書に従う）
- ・ 千葉県の産業廃棄物収集運搬業許可証（汚泥）

（2）完了時

- ・ 報告書（成果品）
業務報告書（出来形報告書、土量計算書、マニフェスト、打合せ記録簿、日報、写真記録、実施工程表、安全管理関係、その他）
- ・ 完了届

9 施行方法

- （1）受託者は、実施前に監督職員と作業範囲の確認を行うこと。
- （2）施行範囲の堆積土砂量については、原則、清掃作業を行う前に枿形状・堆積厚を測定し、堆積量等を把握するとともに、測定結果として管理表等を監督職員に提出すること。
- （3）堆積土砂撤去の際は、飛散防止のため必要に応じて養生を行うこと。
- （4）除去した堆積土砂及び塵芥は、校内に存置せず、作業当日中に搬出すること。
- （5）オリフィス枿の堆積土砂が確認できない場合は、近接の集水枿の堆積土砂を清掃すること。
- （6）使用重機の校内進入、移動、退出に当たっては、交通誘導員の適切な誘導により、一般交通、児童及び関係者の安全を確保すること。なお、清掃作業時においてもカラーコーン等保安施設により作業帯を明示し、交通誘導員は、児童及び関係者が近づかないように清掃作業周辺の安全を確保すること。
- （7）蓋掛け側溝については、人力による側溝蓋撤去・設置を想定している。清掃完了後は蓋のガタツキが発生しないように再設置すること。
- （8）受託者は、委託現場の風紀、取締り及び衛生の管理、その他の事故防止について責任をもって対処すること。
- （9）受託者は、別紙による写真管理基準に基づき撮影すること。
- （10）施設利用者及び関係者の安全確保のため、交通誘導員を配置すること。
- （11）土砂量は、4.95 m³を見込んでいる。
- （12）集水枿清掃する際に、周囲にゴミ等がある場合は収集し、監督職員と協議し処分すること。
- （13）施行中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員及び学校関係者に通報するものとし、監督職員へ事故速報による報告を行うものとする。また、受託者は、監督職員から事故報告書の作成を指示された場合は、事故報告書を作成しなければならない。

10 その他

- （1）本特記仕様に定めのない事項については、排水路等清掃業務委託等仕様書及び産業廃棄物の収集運搬業務委託仕様書に準じるものとする。

排水路等清掃業務委託等仕様書

(総 則)

第1条 本仕様書は、委託者が発注する排水路等清掃業務委託及び流域貯留維持管理業務委託に適用し、業務の円滑な運営を期するため受託者が遵守しなければならない事項を示すものである。

(目 的)

第2条 本業務は、排水路等に堆積した土砂等を浚渫し排水を良好にし、降雨時における水害を防止するとともに、悪臭等をなくし生活環境の保全を図るものである。

(業務計画書)

第3条 受託者は、業務目的を達成するために必要な手順等についての業務計画書を契約日翌日から14日以内かつ清掃作業着手前に提出しなければならない。

2 業務計画書には次の事項を記載する。ただし、簡易な業務等においては委託者との協議により記載事項を省略または変更することができる。

- (1) 業務概要
- (2) 業務工程表
- (3) 業務組織計画
- (4) 産業廃棄物管理表（マニフェスト）
- (5) 実施計画
- (6) 安全管理
- (7) その他

(委託内容)

第4条 委託者は受託者に排水路等の清掃業務を委託するものである。

- 2 清掃に伴い発生した汚泥等は、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第2条第4項及び同法施行令第2条に規定された産業廃棄物として、廃棄物処理法第12条の3の規定に従い産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理しなければならない。
- 3 受託者が法に基づく許可を受けた事業の範囲は、廃棄物処理法第14条第1項に規定されている「産業廃棄物収集運搬業許可証」のとおりである。

許可事項に変更があったときは、受託者は、速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可書の写しを本書に添付する。

- 4 汚泥以外の塵芥等は、委託者の指示に従い適正に処理しなければならない。特記に記載がない場合は、原則として燃えるゴミ、燃えないゴミ等に分別して委託者の指示した場所まで集積するものとする。

(作業施行の原則)

第5条 受託者は、契約書及び本仕様書並びに関係法令に基づいて、委託者に従い誠実に施行しなければならない。

(官公署等に対する手続き)

第6条 受託者は作業施行のために必要な関係官公署等に対する手続きを遅滞なく処理しなければならない。これに要する費用は受託者の負担とする。

(連絡・協調)

第7条 受託者は、作業中関係官公署及びその他の機関に対して、綿密な連絡を取り協調を保つと共に、円滑な作業の進捗を図らなければならない。

(書類の備付・提出)

第8条 受託者は作業中、作業日誌、労務者点検簿並びに記録写真等を常時整備して、委託者が要求した時は閲覧に供さなければならない。

- 2 作業完成のときは、完了通知書（完了届）とともに、土木工事施工管理基準に基づく記録（記録写真）、産業廃棄物管理表（マニフェスト）、その他関係資料を報告書として委託期間内に委託者に提出しなければならない。

(写真撮影)

第9条 受託者は、特記仕様書に定めた写真管理基準に基づき写真撮影をしなければならない。又写真の説明は黒板等で不十分な場合には、アルバム等の見取図や説明等を付け加えなければならない。

- 2 受託者は、作業の施行状況並びに作業完了後、外部から明視、判断出来なくなる部分及び出来形、寸法等が明確に確認出来るように撮影すると共に、写真はその都度工事写真帳に整理し、随時点検出来るように現場に備えなければならない。

(作業現場の管理)

第10条 受託者は、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱、酸素欠乏症等防止規則、その他関係法令に基づいて、常に作業現場の安全対策に留意し事故の未然防止に努めなければならない。

- 2 受託者は、作業中騒音振動対策指針に基づき周辺住民の生活環境の保全に努めなければならない。
- 3 受託者は、異常な自然現象、その他災害に対し平素から十分な注意を払い常にこれに対処出来る準備をしておかななければならない。

- 4 受託者は、隣接の工事現場又は同一の場所で施工する別の工事がある場合には、常に相互協調しなければならない。
- 5 作業に伴う残材、揚土等については、それぞれ関係法令に照らして適正に処分しなければならない。また契約解除時に未処理の廃棄物が生じた場合には、委託者と受託者が相互で取扱いを協議し、この法令の定めに従い適正に処分しなければならない。
- 6 受託者は、作業現場において、事故が発生したときは、速やかに委託者、所轄警察署等の関係機関へ連絡するとともに適切な処置をとり第三者への安全確保に努めなければならない。

(公衆安全管理)

- 第11条 受託者は、作業現場の一般通行人の見やすい場所に件名、施行場所、期間、事業主体名、主任技術者氏名及び電話番号等を記入した大型の標示板を設置するものとする。
- 2 道路に係わる施行に当たっては、交通の安全及び規則につき、委託者、道路管理者及び所轄警察署と打合せをするとともに、道路標識令、道路工事現場における表示施設等の設置基準に基づき必要な処置を講じなければならない。
 - 3 受託者は、道路上又は道路の付近で作業を行うときは、所定の保安施設を設置するとともに、作業中には作業区域外について必要に応じて適切な人数の保安要員及び交通整理員を置く等の処置をとり、第三者の安全確保に努めなければならない。
 - 4 道路交通の規制又はその解除を行う場合は、関係官公署等に対する手続きが完了した後に行うものとする。

(休日又は夜間等の作業)

- 第12条 受託者は、作業の都合により、休日又は夜間等の作業を行う場合は、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。
- 2 防災又は交通安全対策等緊急を要する場合において、委託者が作業時間の延長又は夜間作業の必要を認めた場合は、その指示に従わなければならない。

(費用負担)

- 第13条 受託者は、契約書等示されていないものであっても、施行上また維持管理上欠くことのできないものについては、委託者と協議して受託者の負担で施行しなければならない。

(施行中の疑義)

第14条 受託者は、本仕様書又は契約書に記載されていない事項並びに作業中に疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議しなければならない。

(施行後の整理)

第15条 受託者は、作業のために使用した諸機械器具、仮締切り等に使用した土のう等を速やかに撤去し、清掃等を委託期間内に完了しなければならない。

(検 査)

第16条 受託者は、委託者の指示に従って所定の検査を受けなければならない。

2 受託者及び業務責任者等は、検査職員の指示に従うとともに、円滑に検査が完了するように協力しなければならない。

産業廃棄物の収集運搬業務委託仕様書

この仕様書は、委託者と受託者は、委託者の事業活動によって排出される産業廃棄物の収集運搬業務に関して、当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 産業廃棄物の種類及び数量

「流域貯留維持管理業務委託（その２）校庭貯留その１（オリフィス柵清掃）特記仕様書」に記載

2 処分の場所の所在地、方法

事業所の名称：有限会社 平澤興業

所 在 地 ：市川市塩浜２丁目２７番

方 法 ：脱水、調泥及び混練による中間処理

産業廃棄物の種類：汚泥（無機性汚泥に限る）

3 業務内容

- (1) 受託者は、別添廃棄物情報に示す委託場所で発生した産業廃棄物を委託期間中に上記の処分施設へ搬出するものとする。この場合の収集運搬時間は、９時から１７時までとし、産業廃棄物の多少にかかわらず全量を適切に収集運搬するものとする。
受託者は、委託場所からの産業廃棄物の運搬に当たっては、近隣住民に危険を及ぼさないように特に注意しなければならない。

(2) 産業廃棄物の収集運搬の方法

- ア) 収集運搬に当たっては、飛散流出しないようにすること。
イ) 収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
ウ) 収集運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
エ) 収集運搬車及び運搬容器は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
オ) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、破損しない方法により、かつ、その他の物と混合しないよう区分し、その他の物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
カ) その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項は、特記仕様書によるものとする。

4 廃棄物の適正処理のために必要な情報の提供

委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次に掲げる事項を記載した廃棄物データシートその他の書類を契約時に受託者に提供するものとする。委託者は、委託する産業廃棄物の収集運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに受託者に通知するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (2) 通常の保管状態における腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状に関する事項
- (3) 他の産業廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項
- (4) 日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク等による表示に関する事項

次に掲げる産業廃棄物であって日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク等による表示が付されている場合には、当該含有マークの表示に関する事項(貼付されている旨)

廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機(平成 18 年 7 月 1 日以降に製造されたものに限る。)

- (5) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨
- (6) その他取り扱う際に注意すべき事項

5 収集運搬車の表示

運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくものとする。

6 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

- (1) マニフェストについては携帯するものとする。
- (2) 運搬終了時にマニフェスト B2 票を委託者に送付するものとする。
- (3) マニフェストの記入方法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の定めによるほか、特記仕様書によるものとする。

7 安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

- (1) 運行開始前の車両各部についての道路運送車両法に基づく点検その他交通関係法令に基づく安全対策を措置するものとする。
- (2) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。
- (3) 積み込み、運搬、積み下ろしその他業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。
- (4) 業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。
- (5) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

8 業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

受託者は、業務終了後、業務完了届を終了の日から10日以内に委託者に提出するものとする。

9 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約の条項又は法令等の規定に違反し、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の収集運搬等業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の収集運搬等の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

10 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の収集運搬等業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

11 その他

- (1) 当該産業廃棄物を収集運搬等するための許可証の写しを提出するものとする。
- (2) 委託契約書については契約終了の日から5年間保存するものとする。
- (3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (4) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。
- (5) 受託者は、委託者の取り組んでいる環境施策（ごみの資源化・減量、カラス対策等）に対し、十分理解し、協力しなければならない。
- (6) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (7) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (8) 業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (9) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

写真管理基準

区 分		写真管理項目			備 考
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出条件	
安全管理	委託看板	設置状況	1回以上	代表箇所1枚	一般通行人の見やすい場所に件名、施行場所、期間、事業主体名、電話番号等を記入。
	各種保安施設	設置状況	毎月1回以上	保安施設毎1枚	
	交通誘導員	配置状況	毎月1回以上	適宜	
	新規入場者教育	新規入場者教育	実施時	代表箇所1枚	
	日々のKY活動	日々のKY活動	毎月1回以上	適宜	
	安全対策	安全対策	対策ごと	対策ごと1枚	仕様書に明記されたほか独自に行った対策を含む。
使用重機	使用重機	車両	車両毎に1回	適宜	車両のナンバープレート映すこと
水路清掃	全景	施行前(全景)	各施設毎に1箇所以上	代表箇所1枚	施設内全体が分かるように撮ること
		施行後(全景)			
	浚渫作業状況	施行前	各施設毎に1箇所以上	代表箇所1枚	
		施行中			
		施行後			
	運搬状況	搬出状況	搬出時1回以上	搬出時1回以上	車両のナンバープレート映すこと
		処分場到着時	搬出時1回以上	搬出時1回以上	運搬車両とともに処分場の場所が分かること
		積み込み状況	搬出ごと	搬出ごと	積荷状況を撮影する 各施設で当初及び監督職員の指定した回数時の臨場を受けること
	出来高	施行前	各施設毎 管理区間(変化点)毎各端部 及び測点毎 樹全数	各施設毎 管理区間(変化点)毎各端部 及び測点毎 樹全数	施行前と施行後確認の撮影は、監督職員に臨場の依頼申請を行うことができる。 なお、監督職員から臨場の申し出があった場合は、それを拒むことはできない。
		施行後			

廃棄物情報

令和7年 8月 1日作成

廃棄物の名称

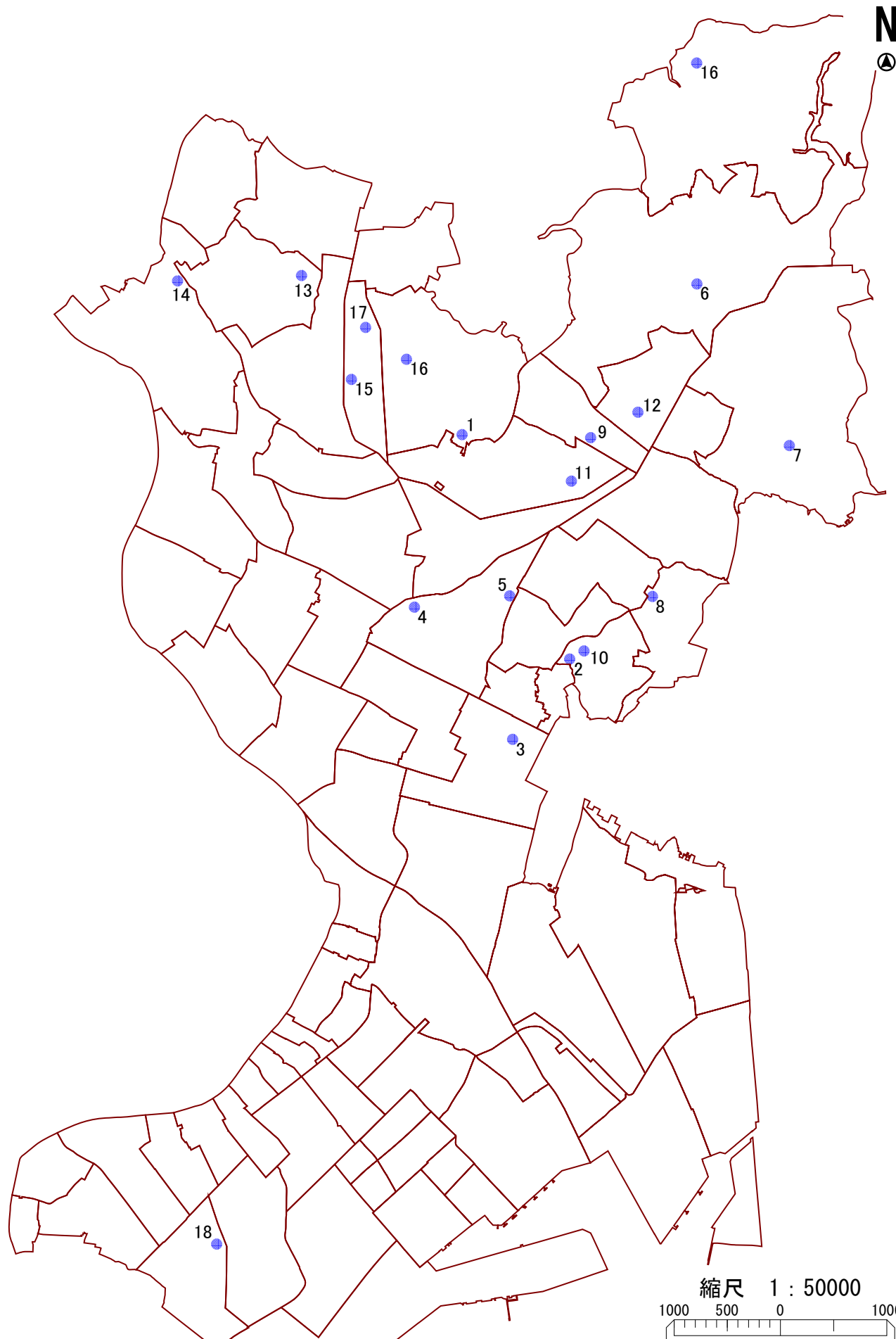
無機性汚泥

排出事業者	名称	市川市		電話	712-6361	FAX	712-6360
	住所	〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号		部課名	河川・下水道管理課	担当者	古野 大貴
排出場所	市川市曾谷3丁目2番1号(市川市立第3中学校) 外17箇所						
廃棄物の種類	☐ 燃えがら ☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ 廃プラスチック ☐ 紙くず ☐ 木くず ☐ 繊維くず ☐ 動植物性残さ ☐ 動物系固形不要物 ☐ ゴムくず ☒ 産業廃棄物 ☐ 金属くず ☐ ガラス・コンクリート・陶磁器くず ☐ 鉱さい ☐ がれき類 ☐ 特別管理廃棄物 ☐ 家畜のふん尿 ☐ 家畜の死体 ☐ ばいじん ☐ 13号廃棄物 ☐ 廃石綿等 ☐ 感染性廃棄物 ☐ 廃PCB等 ☐ 有害物質 ☐ その他()						
関連法規	☐ 危険物(類 石) ☐ 特化物 ☐ 有機溶剤 ☐ 毒劇物 ☐ 悪臭物						
提出資料	☐ サンプル() ☐ 写真 ☐ 分析成績書 ☐ その他()						
廃棄物形状	☐ 液状(バーナー噴霧可) ☐ 液状残さ固着(固液分離) ☐ 泥状(流動性無) ☐ 塊状・固化状 ☐ 粘液状(ポンプアップ可) ☐ スラリー状(固液懸濁) ☐ 泥状 ☐ 成形品() ☐ 水アメ状(高粘度) ☒ 泥状(流動性) ☐ 粒状 ☐ その他()						
廃棄物特性	☐ 爆発性 ☐ 引火性 ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性 ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 有害物質生成 ☐ 重合反応性 ☐ 混合危険性 ☐ 臭気刺激性 ☐ その他()						
荷姿・容量	ドラム缶	☐ 標準ドラム ☐ ケミカルドラム ☐ オープンドラム蓋付 ☐ オープンドラム蓋無					
	金属缶	☐ ブリキ缶(一斗缶) ☐ ペール缶 ☐ オープンタイプペール缶 ☐ その他()					
	プラスチック容器	☐ ポリ缶 ☐ ポリドラム ☐ ポリ袋 ☐ その他()					
	ガラス容器	☐ ビン ☐ その他()					
	紙容器	☐ ペーパードラム ☐ ダンボール箱 ☐ 紙袋 ☐ その他()					
	その他	☐ フレコン ☐ パレット積 ☒ パラ ☐ 耐圧容器					
		☐ 専用容器 ☒ 専用車両 ☐ その他()					
	容器の状態	() kg ・ t ・ $\frac{1}{2}$ t ・ m ³					
	容器の状態	☐ 正常 ☐ 腐食 ☐ 変形 ※ ドラム缶の過充填は防止して下さい。(上部10cmは空けておいて下さい) 容器は収集・運搬上安全な状態のものでお願いします。 ☐ 処理業者専用容器					
	空容器の処理	☐ 排出事業者への容器返却要 ☐ 処理業者処分					
収集運搬	収集運搬方法	☐ 排出事業者持ち込み ☒ 処理業者引き取り					
	車種	☐ ダンプ ☐ トラック ☐ 脱着装置付コンテナ車 ☐ パッカー車 ☐ クレーン付トラック ☐ パワーゲート車 ☐ タンクローリー ☒ バキューム車 ☐ その他()					
	最大積載量	() t ・ $\frac{1}{2}$ t ・ m ³					
	依頼数量	スポット (4.95) kg ・ t ・ $\frac{1}{2}$ t ・ (m ³) ・ 本 ・ 缶 ・ 袋 ・ 個 ・ 車 ・ 式 継続 () kg ・ t ・ $\frac{1}{2}$ t ・ m ³ ・ 本 ・ 缶 ・ 袋 ・ 個 ・ 車 ・ 式 / 年・月・週・日					
従来処理方法							

オリフィス桧清掃箇所一覧（計18校分）

番号	学校名	桧の個数	所在地
1	第3中学校	1	曾谷3-2-1
2	中山小学校	1	中山1-1-5
3	鬼高小学校	1	鬼高2-13-5
4	八幡小学校	1	八幡3-24-1
5	富貴島小学校	1	八幡6-10-11
6	第5中学校	1	大野町3-1993
7	柏井小学校	1	柏井町1-1149-1
8	若宮小学校	1	若宮3-54-10
9	下貝塚中学校	1	下貝塚3-13-1
10	第4中学校	1	中山1-11-1
11	宮久保小学校	1	宮久保5-7-1
12	大野小学校	1	南大野1-42-1
13	中国分小学校	1	中国分1-22-1
14	国府台小学校	1	国府台5-25-4
15	国分小学校	1	東国分2-4-1
16	曾谷小学校	1	曾谷7-18-1
17	東国分中学校	1	東国分3-5-1
18	福栄小学校	2	南行徳2-2-1

案 内 図



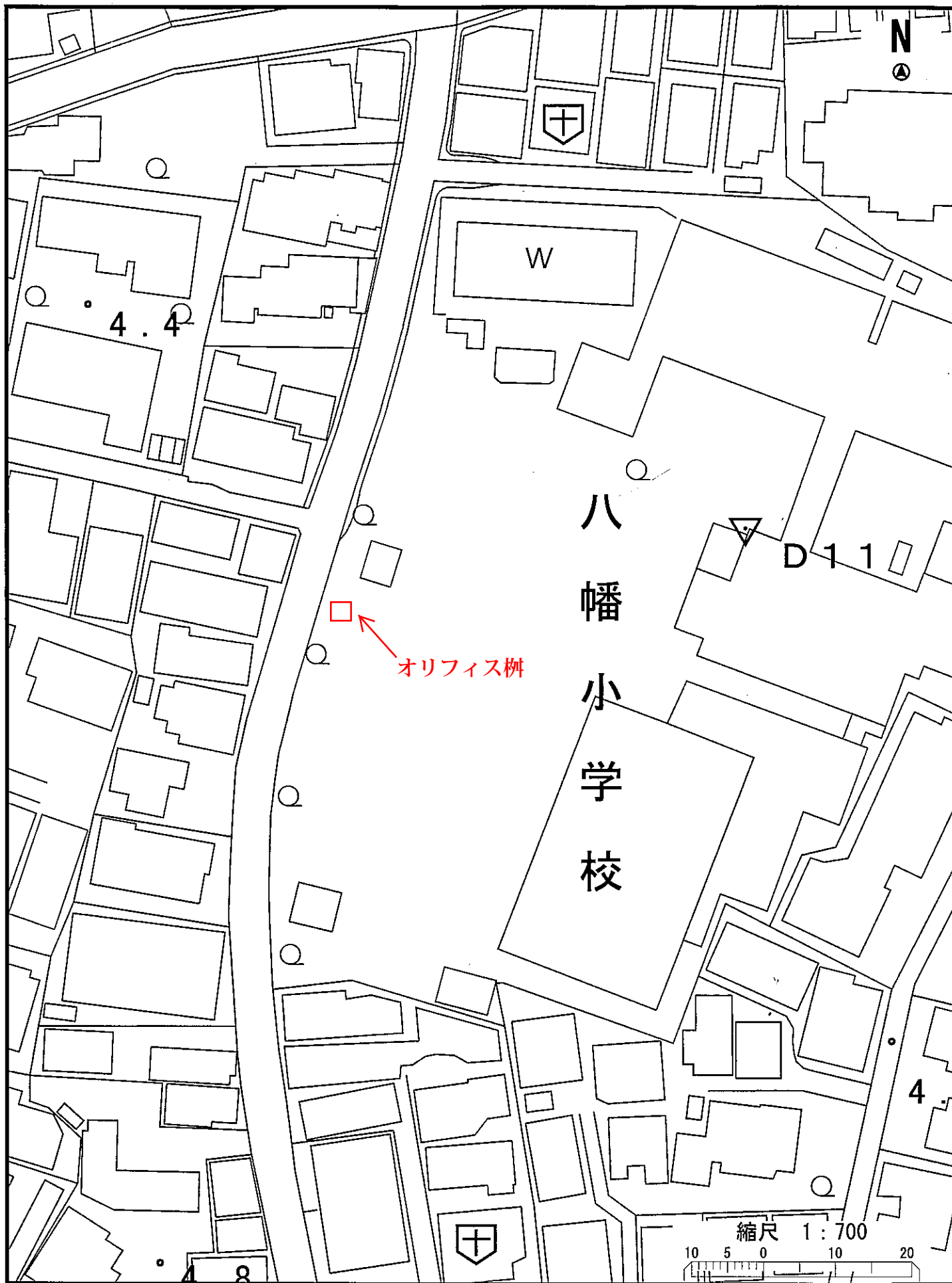
清掃箇所図

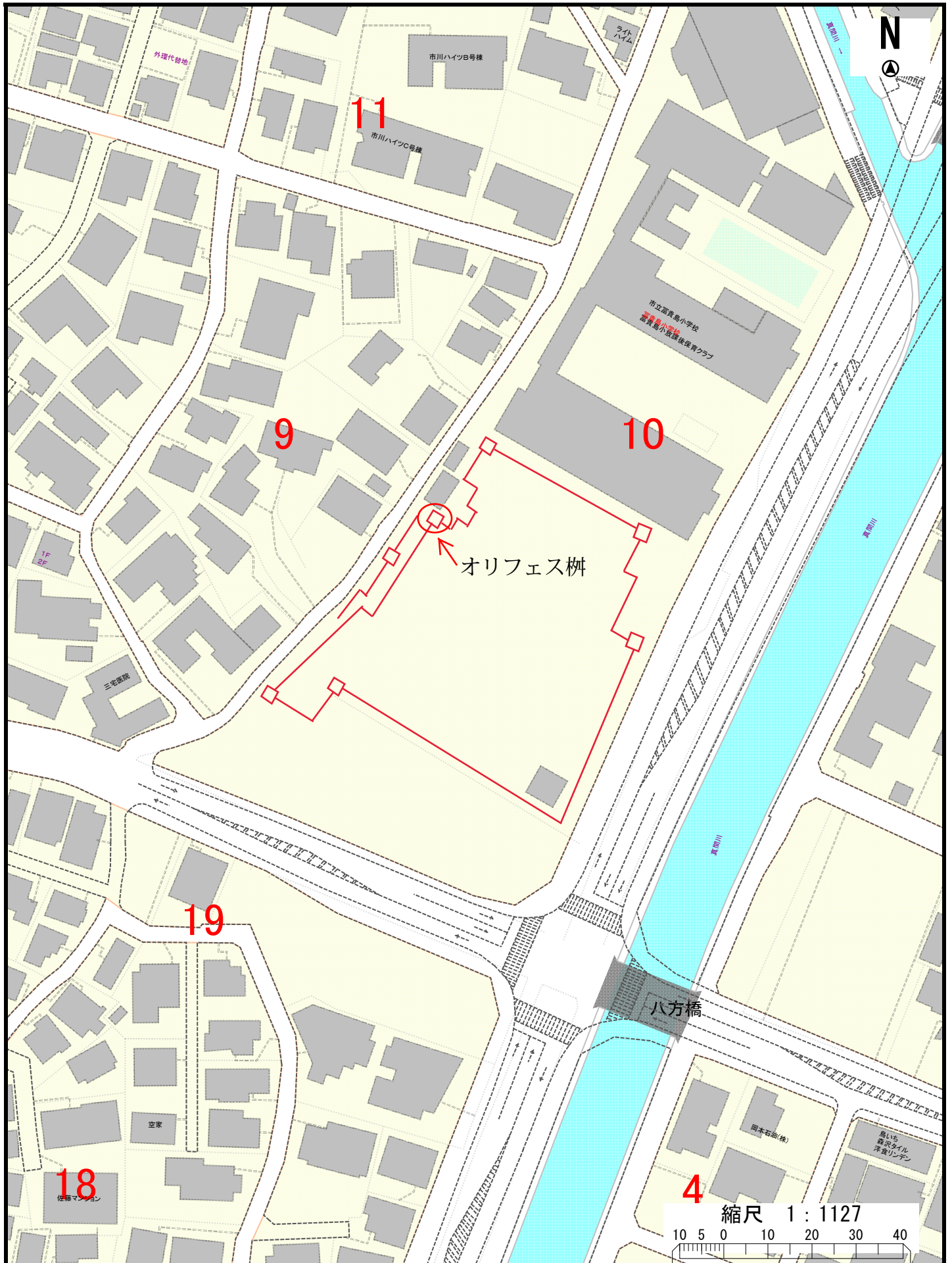
第三中学校（市川市曾谷3丁目2番1号）



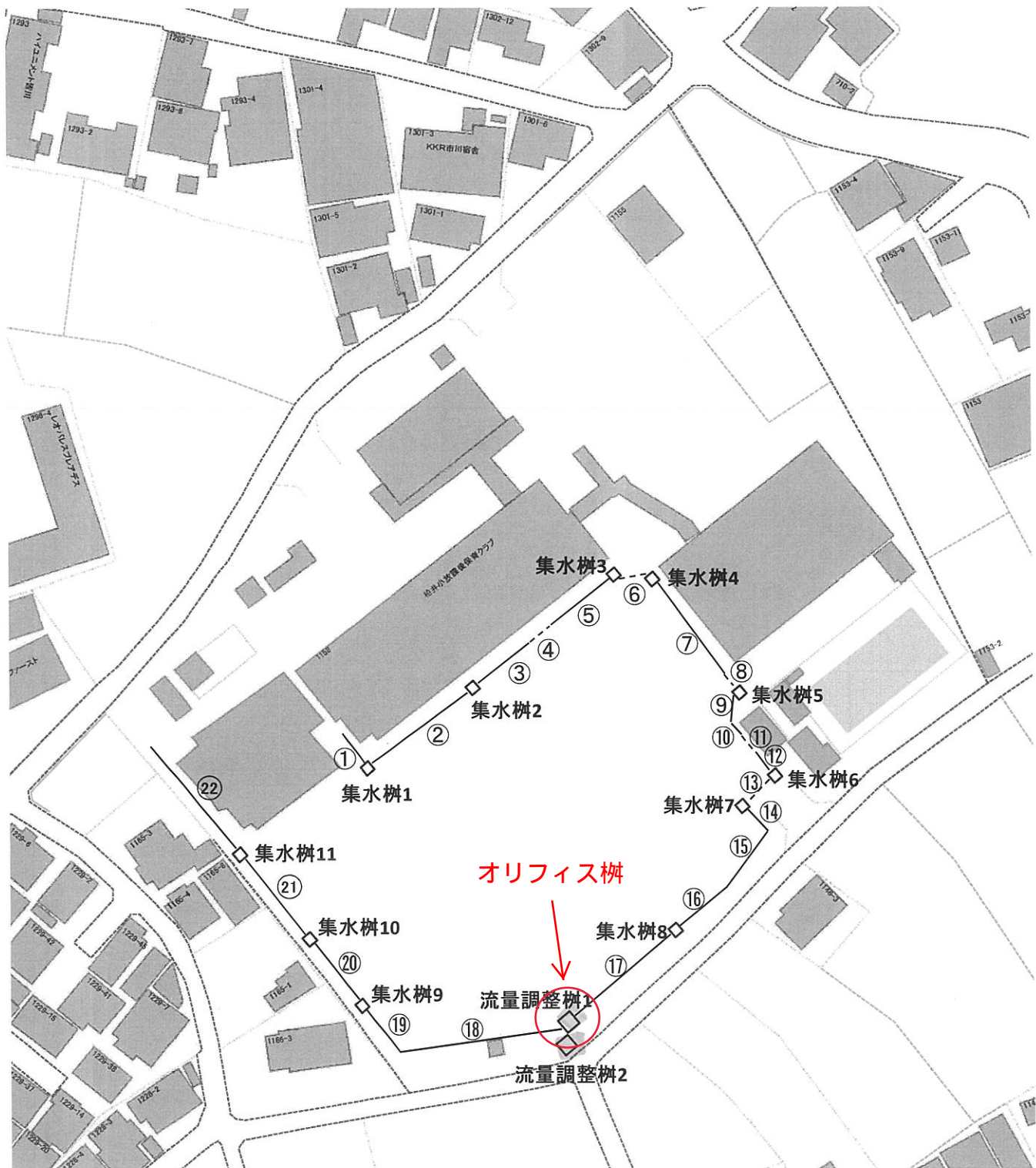






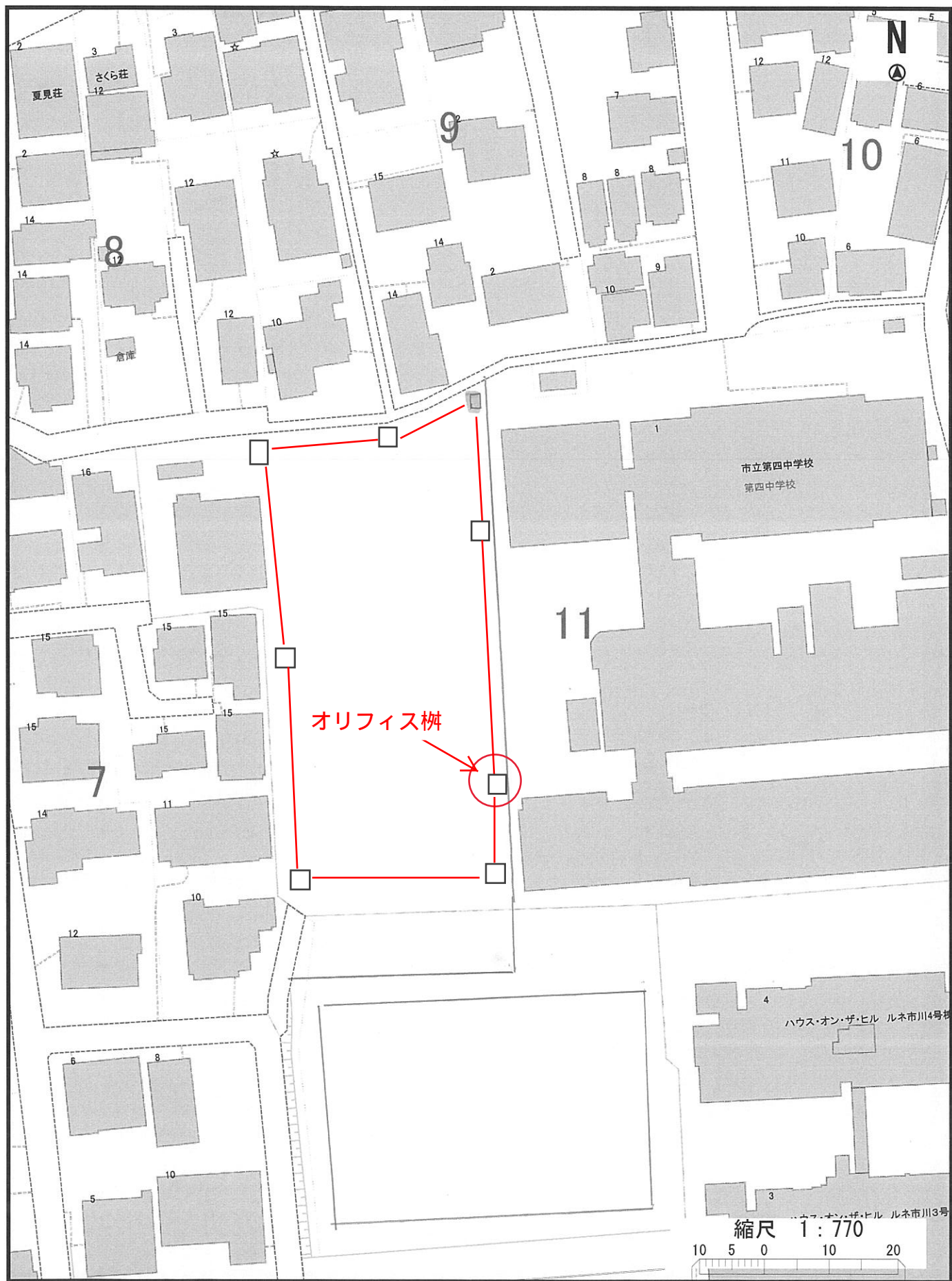












市川市立宮久保小学校（市川市宮久保5丁目7番1号）

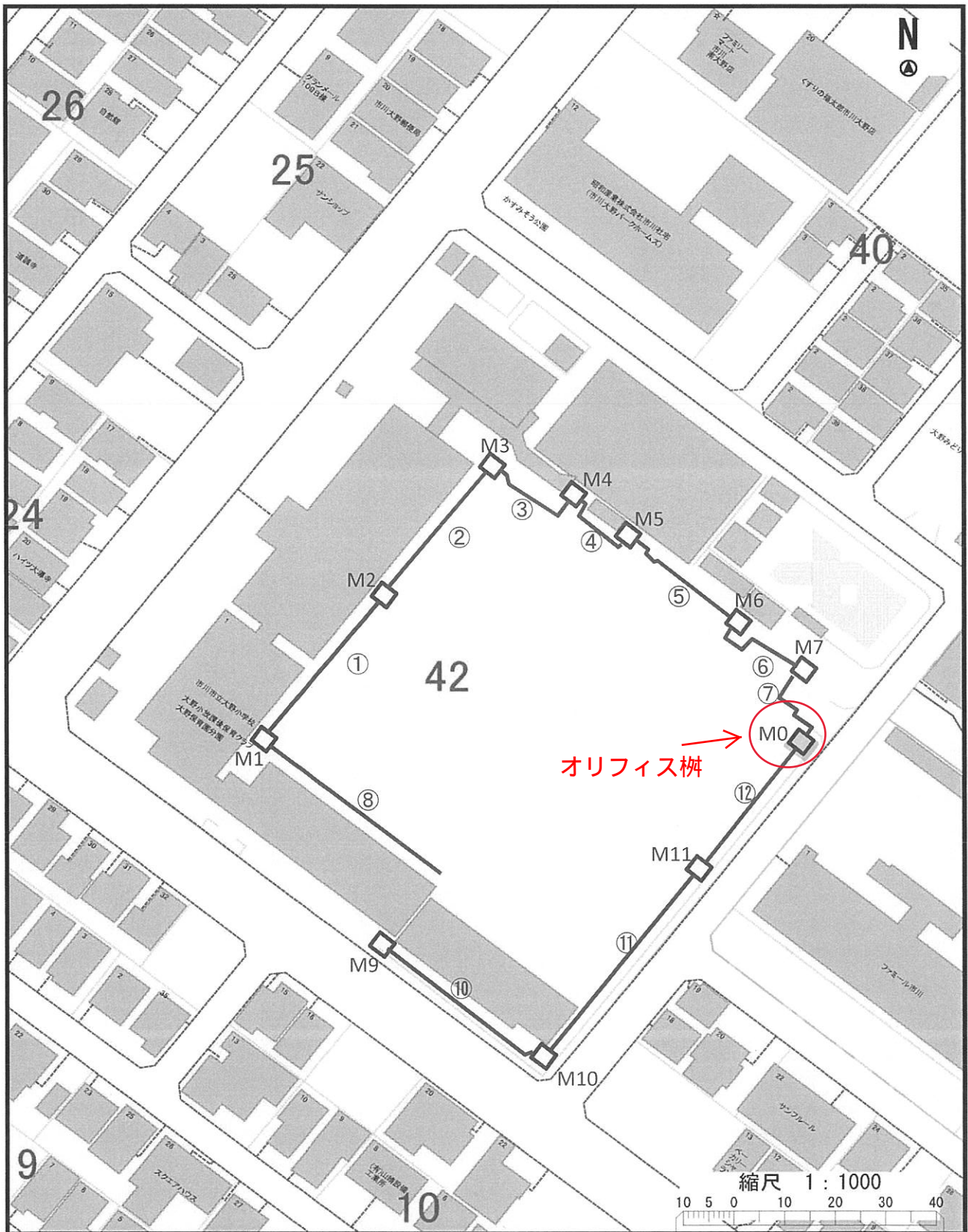
市立宮久保小学校

宮久保5丁目

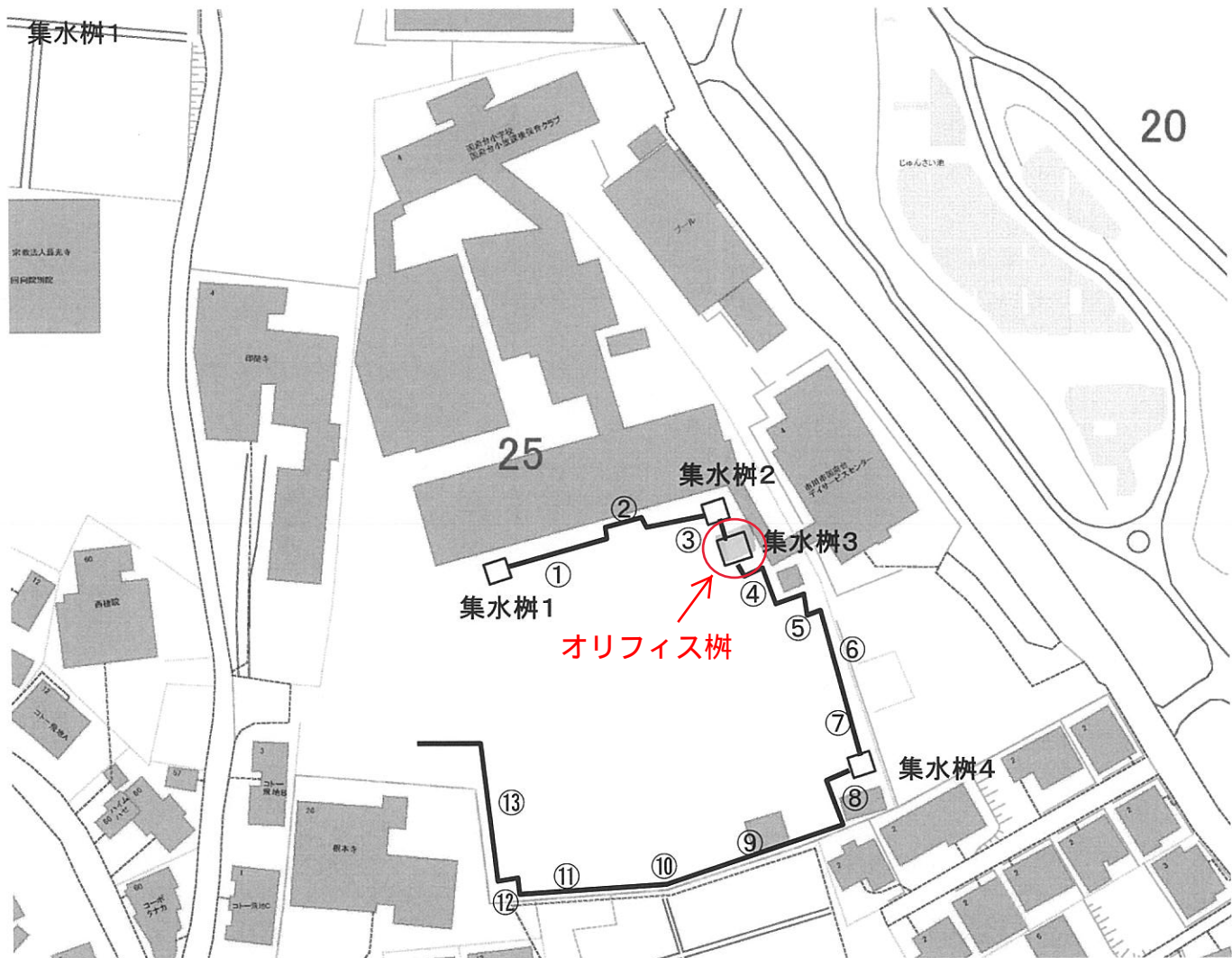
オリフィス桧

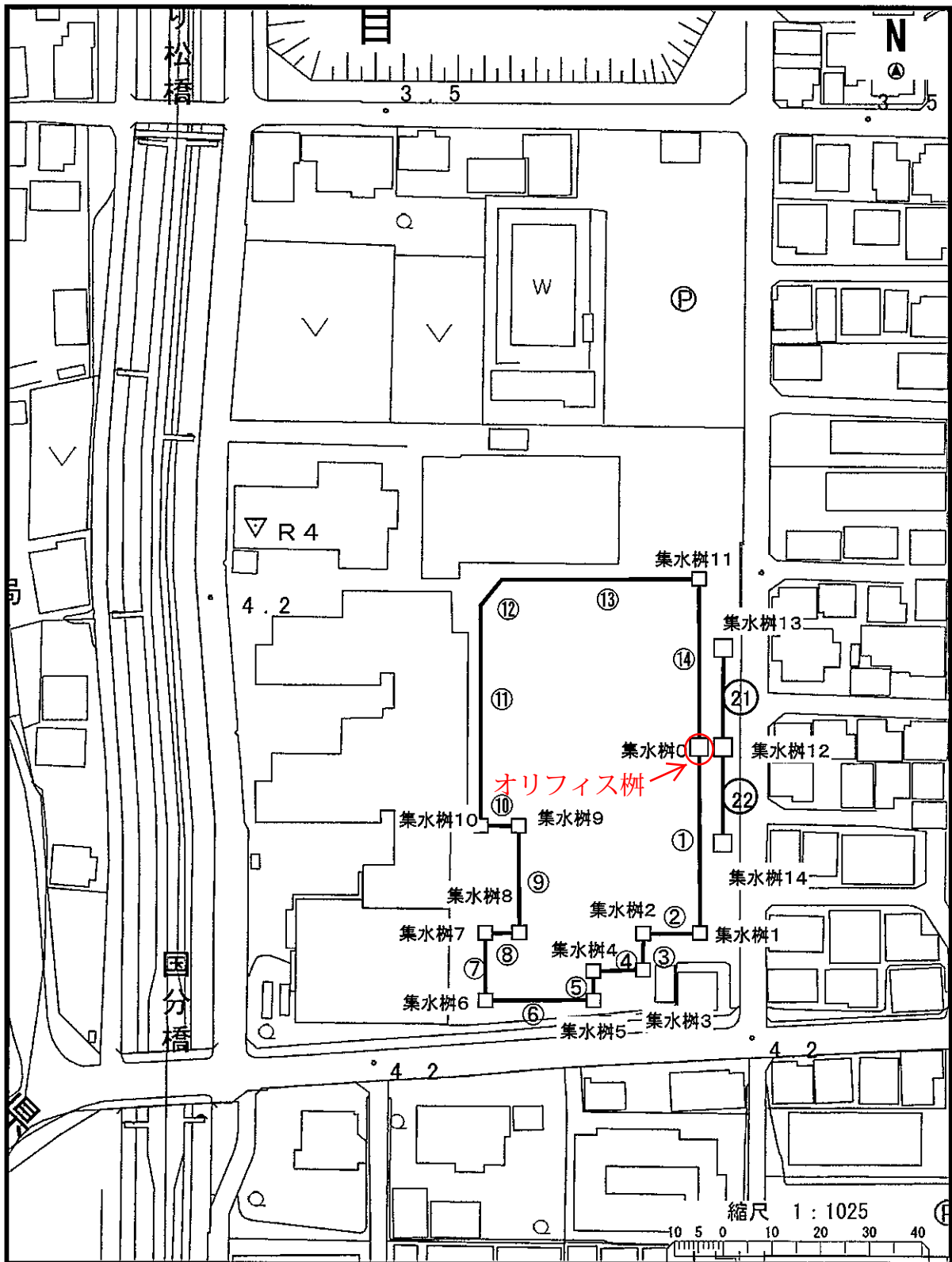
案内板





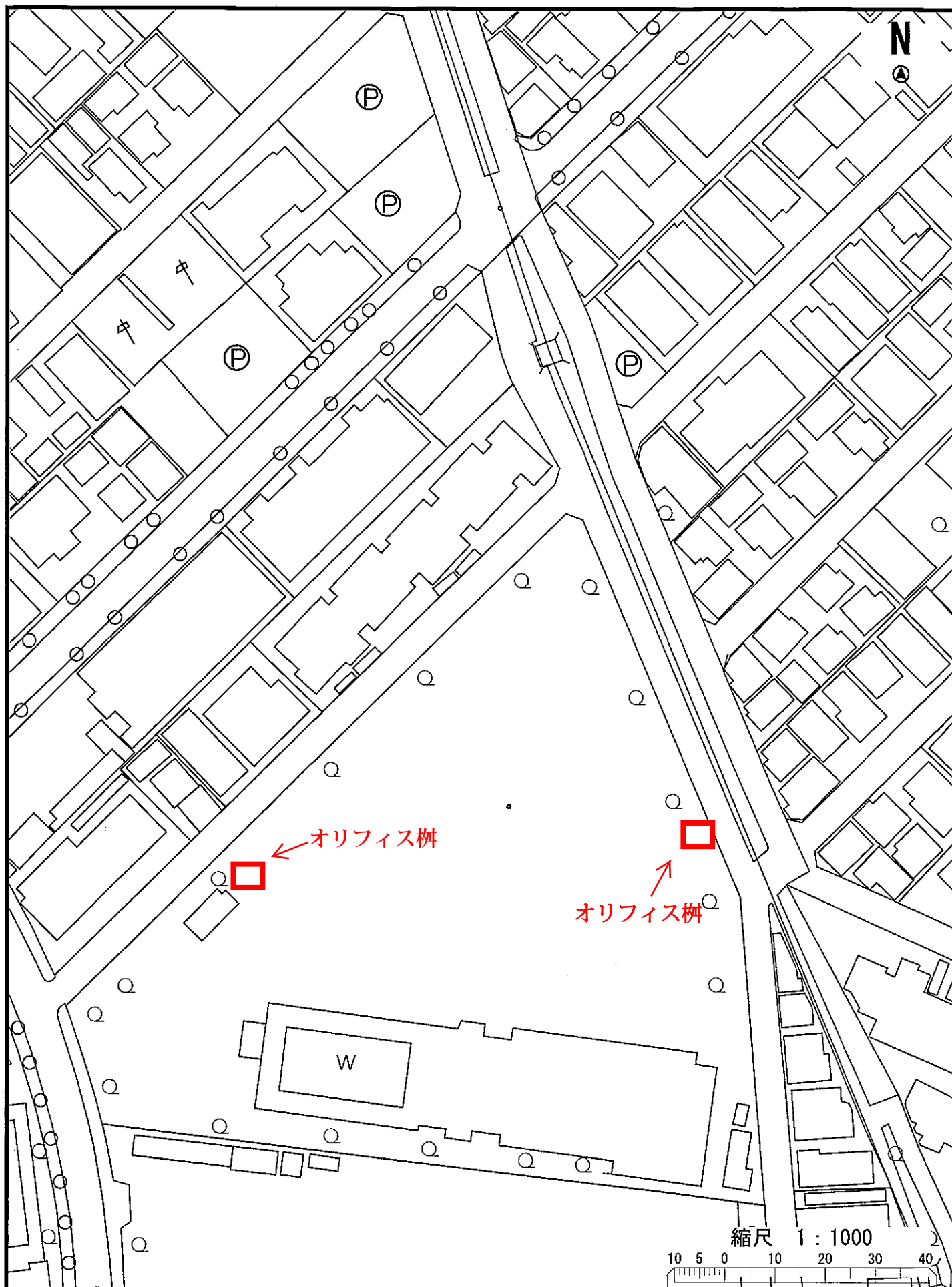












※ 2箇所分